

公 示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和3年8月4日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 真下 秀明

1. 公募内容

(1) 件名

石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の業務

(2) 当該招請の趣旨

石綿健康被害救済制度における肺がんの判定では、肺内組織にある石綿繊維の本数が一定量以上あることが認定基準のひとつとされており、環境省の医学的判定において、石綿繊維の計測が求められた場合には、機構は、医療機関等に肺内組織の提出を求め、当該組織を用いて外部の検査機関に石綿繊維の計測を依頼し、その結果を医学的資料として環境省に医学的判定の申出を行っている。この肺内石綿繊維計測の実施にあたっては、当該検査に必要な特殊な技術又は設備等を有している特定の者（以下「特定事業者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定事業者以外の者で、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定事業者との契約手続に移行する。応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定事業者と当該応募者との契約手続に移行する。

(3) 契約期間

契約締結日～令和6年3月31日

2. 応募要件に関する事項

(1) 公募に応募することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

(2) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）におい

て、役務の提供等の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

- (3) 公募要領、契約書(案)、仕様書及び本件に必要なその他の書類(以下「公募要領等」という。)の交付を受けた者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。(非該当項目を除く。)
- (6) 肺内石綿繊維計測は、その計測結果が救済制度の認定等に影響を及ぼす重要な検査であり、非常に高度な技術が要求されることから、以下の要件を満たしていること。
 - ① 本業務を行う計測担当者が、環境省が実施している「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」への参加及び検討委員会への出席経験があり、肺内石綿繊維計測の実績を有していること。
 - ② 個人情報保護に関する第三者認証(プライバシーマーク等)を受けていること。又は個人情報の取扱いに関する社内規程等が定められていること。
 - ③ 次の事項が記載された資料を提出できるものであること。
 - 1) 計測実施場所
 - 2) 連絡担当者の所属営業所、職名及び氏名とその連絡先
 - 3) 連絡担当者が不在の時の連絡体制
 - 4) 計測担当者の職名、氏名、保有資格、肺内石綿繊維計測従事年数及び精度管理業務への参加有無(参加年度及び参加当時の所属機関・職名)

3. 契約条項を示す場所、公募要領等の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、公募要領等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 佐々木、鎌田
e-mail i-kikaku@erca.go.jp

電話 044-520-9614 FAX 044-520-2193

(2) 公募要領等の交付期間

本公示の日から令和3年8月20日(金曜日)における平日10時00分～17時00分の時間帯(但し、12時00分～13時00分は除く)とする。

なお、電子メールによる公募要領等の交付を受けようとする時は、令和3年8月20日(金曜日)17時00分までに、上記(1)のメールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、当機構から公募要領等一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名:【公募要領等希望】石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の業務

本文: ①会社名

- ②所属部署
- ③担当者名
- ④郵便番号・住所
- ⑤メールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦FAX番号
- ⑧公募要領を希望する公示の名称

電子メールを送受信する環境が無い場合には、令和3年8月20日（金曜日）までの平日10時00分～17時00分の時間帯（但し、12時00分～13時00分は除く）に、上記（1）の問合せ先にFAXで上記必要事項を連絡すること。後日、当機構からFAXもしくは郵送で公募要領等一式を交付する。

4. 参加意思確認書の提出期限等

令和3年8月23日（月曜日）17時00分まで

（ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 佐々木、鎌田
電 話 044-520-9614 F A X 044-520-2193

5. その他

- (1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金に関する事項

免除する。

- (3) 応募者に要求される事項

参加意思確認書の審査結果通知日までに契約担当職理事から参加意思確認書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

6. 契約情報の公表について

- (1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

- (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなす。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

（注） 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出する情報

- 1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表する。